

再開に際しての留意点（各施設共通衛生対応）

（令和2年5月15日 佐伯市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定）

- ◎対応が可能となる部分から順次対策をお願いします。
- ◎施設内各所での貼り紙等による注意喚起を行ってください。
- ◎道の駅、物販施設等で既に指定管理者が個別に同様の対応を行っている場合はこの限りではありません。
- ◎本留意点は全施設に共通すると思われる事項を参考例として列記するものであり、それぞれの施設の状況や利用方法に応じた対応を行ってください。

入口、受付付近での対応

①手指消毒	・手指消毒用ポンプ等の設置 ※近日中に「消毒用アルコール」を確保予定
②マスク着用の確認	・利用者に対し着用を義務付け
③体温測定	※近日中に「非接触体温計」を確保予定 ※当面は受付時に体調ほかの聞き取りで対応
④社会的距離の確保	・床に停止線（2 mごと）を設置

館内・施設内での対応

①社会的距離の確保	・入場制限（同時入館者数、一室当たり利用者数の上限を設定） ・床に停止線（2 mごと）を設置 ・ベンチ、ソファの座面スペース縮小または撤去 ・椅子の間隔保持または撤去
②館内の清潔保持	・和楽、振興局、佐伯商工会議所で「電解次亜水」を無料配布 ・塩素系漂白剤を使用した消毒方法を市ホームページで公開
③換気の徹底	・窓や入口ドアを開放することで密閉を防止 ※国が推奨する換気方法については別途例示します。